

令和5年度 四国総合通信局重点施策

活力あふれ安心して暮らせる四国を実現する ICT 施策の推進 —デジタル実装で地域課題を解決—

四国総合通信局は、総務省の地方支分部局として、情報通信分野の行政を四国地域で担当しており、デジタル基盤整備、ICT利活用の推進、電気通信事業・放送事業の監督、無線局の免許・検査、電波利用環境の確保等を行っています。

令和5年度は『デジタル実装で地域課題を解決』をキャッチフレーズに、活力あふれ安心して暮らせる四国を実現するために、以下の ICT 施策に取り組んで参ります。

1 デジタル基盤整備、デジタル実装の推進等を通じた地域課題の解決

デジタル基盤整備、デジタル実装の推進、高齢者等へのデジタル活用支援、ICT 人材の育成等を通じた地域課題の解決に取り組みます。

(1) デジタル基盤整備の推進

中山間地域等における光ファイバ網整備に係る取組や5Gエリア拡大支援、携帯不感対策支援を通じて、移住・定住の促進やスマート農業等の産業利用、遠隔医療・遠隔教育など地域振興につながる利活用の観点も含めたデジタル基盤整備を推進します。

(2) デジタル実装の推進による地域課題解決

5G 等高度無線システム等のデジタル実装により地域課題を解決し、地域の成長を実現するため、通信キャリア・ベンダー、省庁地方支分部局等関係者と連携して、自治体、企業等によるデジタル実装を伴走支援します。

(3) 高齢者等へのデジタル活用支援

誰ひとり取り残されることなく、誰もが利便性を享受できるデジタル社会の実現に向け、高齢者等へのデジタル活用支援や情報リテラシーの向上を図ります。

(4) スマートシティの推進

データ利活用やスマートシティの推進等に取り組む自治体に対して、補助事業やアドバイザー派遣等により支援を行い、地域のデジタル化を促進します。

(5) テレワークの普及推進、ICT による働き方やビジネスの変革推進

働き方改革の推進や多様な人材確保を実現するテレワークの普及やICT導入を進めるとともに、サテライトオフィスの整備やワーケーション等の取組を推進します。

(6) ICT人材の育成・地域の魅力発信

地域課題解決のため ICT を利活用できる人材育成の取組を、四国情報通信懇談会等と協働し支援します。また、映像コンテンツを有効かつ効果的に制作・発信できる人材育成や地域の魅力を伝えるコンテンツの内外への情報発信に取組み、地域活性化を図ります。

(7) 四国発ICT研究開発支援

四国管内の研究者との連携強化を目的として、四国情報通信懇談会 ICT 研究交流フォーラムとの協働による四国管内における研究交流促進を進めることで、四国管内からのICT研究開発案件の組成を促進します。

2 安心・安全な ICT 利用環境の確保

ネットワークを安心・安全に利用できるよう、サイバーセキュリティの強化や青少年のインターネットリテラシー向上等に取り組めます。また、電波を良好な環境で安心して利用できるよう周知・啓発を行うとともに、特に医療分野における安全な電波利用を促進します。

(1) サイバーセキュリティの強化

「四国サイバーセキュリティネットワーク」の活動を通じて、最新のセキュリティ動向やサイバー攻撃対策に関するセミナーの開催、インシデント演習の実施、サイバーセキュリティに関する情報発信等を進めることで、四国地域でのサイバーセキュリティへの関心が高まり、サイバー空間が安心・安全に利用できるよう取り組みます。

(2) 安心・安全な電気通信サービス利用環境等の確保

青少年や消費者が安心して電気通信サービスを利用できるよう、地域の関係団体との連携を強化し、安心・安全な利用環境の整備、インターネットリテラシーの向上、携帯電話販売代理店の運営の適正化等に取り組めます。

(3) 重要無線妨害への混信妨害対策

国民の生命や財産、暮らしを支える重要無線通信に妨害等が発生した場合は、迅速な混信源の特定と妨害の排除に取り組めます。なお、本年のG7広島サミット及び香川・高松都市大臣会合では、体制を確立して特別電波監視を実施します。

(4) 安心・安全な電波利用環境の確保

安心・安全な電波利用推進のための周知・啓発、技術基準不適合設備の流通抑止などの取組を強化します。また、四国地域の医療関係機関と連携し、「四国の医療機関における電波利用推進協議会」の活動への支援や協働を通じて、医療分野における電波利用を促進します。

3 通信・放送インフラの防災・減災の推進

南海トラフ地震等災害時に迅速に通信・放送設備・サービスを復旧できるよう、通信・放送事業者、自治体、自衛隊・海上保安部、省庁地方支分部局等との連携強化を図るとともに、発災時に、自治体に対して移動通信機器、臨時災害放送局開設のための機材の貸出しを行います。

(1) 災害時に備えた通信・放送事業者、関係機関との連携強化

災害時に迅速かつ効率的に通信・放送設備を復旧し通信・放送サービスが確保できるよう、「災害時における通信サービスの確保に関する四国地方連絡会」等を通じ通信・放送事業者と連携し、自治体、自衛隊・海上保安部等と訓練を行うとともに、四国総合通信局のリエゾン職員の訓練への派遣、省庁地方支分部局との連携強化等による体制の強化を図ります。

(2) 災害時に使用する移動通信機器等の自治体への貸出し

災害時の通信手段を確保するため、希望する自治体等に対し必要な移動通信機器・移動電源車の貸出しを行います。

(3) 自治体への臨時災害放送局用機器の貸出し及び円滑な開設のための取組

災害時に、自治体が被害情報や避難情報等を地域住民に提供すべく臨時災害放送局を開設するために必要な機材の貸出しを行います。また、その円滑な開設のため、平時から、自治体の送信点調査に協力する等必要な準備を進めます。